



# 埼玉県報

第 2806 号  
平成 28 年(2016 年)  
6 月 14 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 運転免許取得者教育に係る届出事項変更に伴う公安委員会告示（運転免許課）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十六号

所沢市から所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十七号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- （1）循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- （2）店舗の設置工事の手法によっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書の提出、または、越谷市環境保全条例に基づく特定建設作業実施届出書の提出が必要となる場合があるため、事前に環境政策課との協議を行うこと。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年六月十四日から平成二十八年七月十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十九号

測量計画機関である嵐山町平沢土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

嵐山町平沢土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量 土地区画整理事業（基準点測量、画地出来形確認測量区）

### 三 作業地域

嵐山町大字菅谷、志賀、平沢、千手堂地内

### 四 作業期間

平成二十八年五月十七日から平成二十九年三月二十四日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第100号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、  
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項  
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年6月14日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

施設の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
浦和中央自動車教習所	代表者の氏名	秋本 昌治	秋本 里夫

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十八年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	埼玉県久喜市大字上早見四百八十八番一
病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	埼玉県八潮市緑町一丁目四十一番地三
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号
老人ホーム	深谷市老人ホーム松寿園	埼玉県深谷市大字境百六十八番地



# 告示

## 埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	一般社団法人巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番一
病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地
病院	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番五十号
病院	医療法人熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号
老人ホーム	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホームみやびの郷	埼玉県川口市石神五十八番地